特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 e-Education	事業年度	令和5年4月1日~ 令和6年3月31日
-----	-----------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項] ※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄附金	49,772,577 円
受取助成金	9,434,000 円
映像教育事業収益	24,498,625 円
人材育成事業収益	1,999,360 円
情報発信事業収益	141,416 円
受取利息	77 円
受取配当金	717 円
為替差益	108,327 円
雑収益	34,782 円
	P
	Н
·	П
	н
· ·	Į.
습 計	85,989,881 F

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
西武信用金庫(長期借入金)	32,845,000 円
日本政策金融公庫(長期借入金)	36,940,000 円
西武信用金庫(短期借入金)	5,724,000 円
日本政策金融公庫(短期借入金)	7,080,000 円
ファンディオ株式会社(短期借入金)	5,000,000 円
株式会社 e-Education(短期借入金)	1,100,000 円
合 al·	88,689,000 円

(3)	7	Ø)	绀
1		~	112

なし			

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		21,161,040 円	ネパール JICA 草の根技術協力 事業
		10,000,000 円	寄附金
		5,000,000 円	受取助成金
		3,934,000 円	受取助成金
		3,600,000 円	寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(2) 質用の生する取	のアエルの石		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		12,765,442 円	映像教育事業・人材育成 事業業務委託料等
		8,481,000 円	WEB 宣伝広告費
		6,460,372 円	映像教育事業・人材育成 事業業務委託料等
			給与手当
			給与手当

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

取引先の瓜名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				ŗŋ	
				Н	
				L1	
_				円	
				Н	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	後務の提供の内容	役務の提供 年月日	対価の額	その他の取引条件等
			2023/8/ 31	400,000 円	年間顧問料(含む決 算業務)
				円	
				円	
				円	
				[1]	
				円	
				円	
				円	
				Н	
				円	

氏名	寄附金額	受領年月日
	3,600,000 円	2023/10/29
	円	
	円	
	· 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	P	
	円	
	円	
	円	
	円	
	Н	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤/ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - (2) ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

			- > CON - PODE(C 10 /		 1
氏	名 職	名	法人との関係 (注2)	報酬・給与 の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
				報酬	令和5年4月1日~ 令和5年4月30日	55,000 🗓
				給与	令和5年4月1日~ 令和5年4月30日	495,000 円

(注2) 注1の(1)~(4の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額 集計期間 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

給与を得た職員の総数		左記の職員に対する給与総額
	10 人	28,539,885 円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥女出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支川先の名称等	们:所等	支川年月日	支川金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
	,		円	
			H	
			Н	
			Н	
			円	
***************************************	\$11,770		円	
			円	
			Н	
		合 言	十	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦病外への送金乂は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実 施 日	使	途	金	額
2023/4/3	バングラデシュ国での映像	教育事業等業務委託金		3,107,000
2023/5/2	フィリピン国での映像教育	事業等委託金		1,000,000
2023/5/15	ミャンマー国での映像教育	事業等委託金・宿泊代		840,000
2023/5/29	バングラデシュ国での映像	教育事業等業務委託金		2,254,000
2023/6/16	バングラデシュ国での宿泊	代		483,684
2023/6/26	ネパール国での映像教育事	業等業務委託金		2,623,268
2023/8/23	バングラデシュ国での映像	教育事業等業務委託金		3,153,464
2023/9/7	ネパール国での映像教育事	業等業務委託金		919,960
2023/9/8	フィリピン国での映像教育	事業等業務委託金		800,000
2023/9/12	ミャンマー国での映像教育	事業等業務委託金		300,000
2023/10/6	バングラデシュ国での映像 宿泊代	教育事業等業務委託金・		1,882,694
2023/12/5	バングラデシュ国での映像	教育事業等業務委託金		1,751,000

2023/12/6	フィリピン国での映像教育事業等業務委託金	2,252,616 円
2023/12/13	ネパール国での映像教育事業等業務委託金	1,139,222 円
2024/2/22	ネパール国での映像教育事業等業務委託金	1,777,922 円
2024/3/11	バングラデシュ国での映像教育事業等業務委託金	133,100 円

認定基準等チェック表 (第3表)

	認定基準等チェック表 (第3表)	(初葉)
法人名	特定非営利活動法人 e-Education	チェック欄
3 運骨組	繰みび終冊に関して次に掲げる其準に適合していること	

- 3 連宮組織及び経埋に関して次に掲ける基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- 0

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の

録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

I I I I I I	分			項	目	役員数	最も人数が 多い「親族 等」のグル ープの人数	割合(②+①)	最も人数が多い「特定 の法人の役員又は使用 人である者及びこれら の者の親族等」のグル ープの人数	割 合 ((4÷1))
	/3					1	2	3	4	(5)
(a)		15年 月31	4月1日 1日	∃~令	和 6	4人	0人	0%	0人	0%
(b)	年日	月	日~	年	月	人	人	%	人	%
©	年日	月	日 ~	年	月	人	人	%	人	%
@	年日	月	日 ~	年	月	人	人	%	人	%
e	年日	月	日~	年	月	人	人	%	人	%
Ð	年日	月	日 ~	年	月	人	人	%	人	%
申請	詩時					人	人	%	人	%

- 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注1)
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

口

各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	・	・	・	・	・	・	・
	いい	いい	いい	いい	いい	いい	いい
	え	え	え	え	え	え	え

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時におい ても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載し た事項について、添付を省略することができます。

項	F	a	6	©	@	e	(f)	申請時
会計について公認会計 を受けている	上又は監査法人の監査	はい	はいいえいいえ	はいいえいいえ	はい・・	はいいえいいえ	はい・いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取 の保存を背色中告法人		はいいえ	はいいえいいえ	はいいえ	はい・・・いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はいいえ

健 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

__

項	目	a	6	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでないる 偽の記載がある等の/		有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項 について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「③~① の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「① 、「② 及び「④ の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「o」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には 、例えば、「定款(又は会則)第o条に『各正会員 の表決権は、平等なものとする』と規定」のように 記載します。	「上記を証する書類の名称とその 内容等」欄には証する書類の内容を 文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「o」で囲みます。 なお、「@ から「① については、イに記載する 各期間(「@ から「①)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は 監査法人の監査を受けている」の 「はい」に「o」した場合には監 査証明書を派付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記 録及び帳簿書類の保存を青色申告 法人に準じて行っている」の「は い」に「o」した場合には、第3 表付表2「帳簿組織の状況」を記 載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「o」で囲みます。 なお、「@ から「① については、イに記載する 各期間 (「@ から「①)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。 役員の状況

第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人 e-Education	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
役 員 数	4人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグル ープの人数	0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	1	人	人	人	人	人	人

					役員の	内	訳				-		
									就(£ 等	の	状	兄
氏	名	住	所	職名	続柄等	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
三輪	開人			理事		0							平成 26 年 12 月 22 日就任
税所	篤快			理事		0							平成 26 年 12 月 22 日就任
 薄井 	大地			理事		0							平成 30 年 8 月 13 日就任
長田	和弘			監事		0							平成27年11月17 日就任 令和5年7月31 日退任
一色	翔太			監事		0							令和 5 年 7 月 31 日就任
ļ													

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人 e-Education											
伝 類	票又は「	長 簿 名		左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間						
仕訳帳				会計ソフト (マネーフォ ワードクラウド会計) 使 用 ルーズリーフ	都度	10年						
総勘定元帥	Ę			会計ソフト (マネーフォ ワードクラウド会計) 使 用 ルーズリーフ	都度	10年						
給与台帳				会計ソフト (マネーフォ ワードクラウド給与) 使 用 ルーズリーフ	月1回	10年						
固定資産行	台帳			会計ソフト(減価償却の 達人)使用 ルーズリーフ	月1回	10年						
						٠						

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのよう に記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した

認定基準等チェック表 (第4表)

(初雄)

(1)(1)		
法人名	特定非営利活動法人e-Education	チェック欄
4 事業	活動に関して次に掲げる基準に適合していること	
イ 宗	教活動又は政治活動等を行っていないこと	
I	45 E 11 - 12 11 - 12 11 - 12 11 - 12 11 - 12 11 - 12 11 - 12 11 11 11 - 12 11 11 - 12 11 11 11 - 12 11 11 11 - 12 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	

- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

項目	(a)	6	©	a	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び 信者を教化育成する活動	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、乂は これに反対する活動	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又は これらに反対する活動	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

P								
	項目	а	6	©	@	e	(f)	申請時
	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況 、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他 の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らし て、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と 認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は 給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の 額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して 著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等乂 は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡 等に関して特別の利益の供与の有無	有(無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用 及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	営利を日的とした事業を行う者及びイの活動を行う 者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に 対する寄附の有無	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

^{・ 「}認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記

認定基準等チェック表 (第5表)

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 物定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は所に係る記載の部分を除いたもの) 各語定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
をその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は所に係る記載の部分を除いたもの)	法人名	特定非営利活動法人e-Education	チェックオ
所に係る記載の部分を除いたもの) 各談定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	をその	事務所において閲覧させること	
口 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
 一 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する寿項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その一定の事項等を記載した書類 小 助成の実績を記載した書類 小 助成の実績を記載した書類 小 助成の実績を記載した書類 小 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
 一 役員報酬又は職員給与の支給に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その一定の事項等を記載した書類 小 助成の実績を記載した書類 小 助成の実績を記載した書類 小 次に掲げる書類について関重の聴求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する報酬(住内規制)等がある場合には、その規則(住内規則)等を終付してください。 ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所文は居所を記した書前)7.認定基準等チェック表(第5表)(書式第135分を)3. 定熟等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)3. 定熟等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)3. で対も認定基準の対象となるのは、個人の住所文は居所に係る記載の部分を除いたもの日の各記定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類で、合料金を記載した書類でおり返した書類でおり返した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の事項を記載した書類の表別に係る取引に係る取引に基本の中でのの事項をに関する事項を定める取引に関する事項を関係のある者との取引を提供する事項を関係である者との取引を提供する事項を関係である者との取引を提供する事項を関係である者との取引を関係である者との取引を指述を関係である者との取引を表した書類が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその書所をの報及び受領年月日で、登員等に対する報酬又は結ちの支援の対する事項をといていまが表別では対していまが表別に関する事項をといていまが表別では対していままが表別でいまが表別では対していまが表別では対しまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対しまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別では対していまが表別ではあるようでは表別では表別では、表別では対していまが表別では表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表			
本 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その一定の事項等を記載した書類		··	
一定の事項等を記載した書類 助成の実績を記載した書類			ゴその
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き	•		-A C 07
次に掲げる書類について閲覧の精求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。	, –		
これをその事務所において閲覧させることに同点する。 ※閲覧に関する綱則(社内規則)等がある場合には、その綱則(社内規則)等を絡付してくださ ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)7.認定基準等チェック表(第5表)(書式第13分 ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) 淡いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの □ 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	へ助	成の実績を記載した書類 	
これをその事務所において閲覧させることに同点する。 ※閲覧に関する綱則(社内規則)等がある場合には、その綱則(社内規則)等を絡付してくださ ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)7.認定基準等チェック表(第5表)(書式第13分 ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) 淡いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの □ 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	V/+ 17	- セルズス 事物について開覧の動車があった場合には、正当か理中がある場合を除き 同一・看	- 1
① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)7.認定基準等チェック表(第5表)(書式第13分)) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※ 対れも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 日 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	これを	・その事務所において閲覧させることに同意する。	
一 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
次の事項を記載した書類 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 - 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 - 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 4 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の状況 b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	ハ	お附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 4 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月口 (5)役員等に対する報酬又は給与の状況 (bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 (6)支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 (7)海外への送金又は金銭の特出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
	朩	1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者と 引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びに寄附金の額及び受領年月口 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況	これ
		② 海外への送金乂は金銭の将出しを行った場合におけるその金額及び便逐並びにその美地口 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

_ ;	法人名		特定非営利活動法人e-Education																	
		,					認定	≧基準	等チ	· エッ	ク表	(第6書	長)						
6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等 チュック棚											槲									
を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること																				
	特定	非営	利活動	协促适	法货	第28	条に対	規定す	る事	業報告	書等の)所轄	庁へσ	提出	の有類	₩				7
		a			(b			©			d			(e)		(f)		
	有	•	無		ī	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	

認定基準等チェック表 (第7表)

チェック欄

 \bigcirc

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

a	a b		©		d		e			(f)			申請時				
有 ·無	有・	無	有	•	無	有	•	無	有		無	有		無	有	•	無

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8	申請書を提出した	と日を含む	事業年度の	初日に:	おいて、その設立	の日以後	1 年を起	翌える 期	間	チェック欄
が	経過していること	<u>-</u>								
	事業年度	月	日~ 月	日	設立年月日	平成	年	月	日	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u></u>						

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1頃に基づく音類(役員報酬規程等提出音類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 e-Education		チェック欄
は認定、 1 役員	寺例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当す 特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		0
た場 例認 ロ 禁	8定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過 銀以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日	活動法人 しないも	又は当該特 の
しく 罰金 二 暴	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは所は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 力団の構成員等 ^(注2)	返したこ	とにより、
3 定款 4 国税 定、特 に関係 5 国税 6 次の	又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証 都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 いずれかに該当する法人 力団	明書「そ	の4」並び
	カ団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	<u> </u>	
7	認定特定非常利託動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非常利託動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利託動法人又は当該特例認定特定非営利託動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有,	##
п	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者の有無	有・	(#
٨	特定非営利活動促進法岩しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、岩しくは 刑法第201条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰命刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	(#)
	暴力団の構成員等の有無	有	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい(いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい(いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はいく	似这
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付す(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	添付するこ	
5	国税に係る重加算税乂は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい(いいえ)
6	次のいずれかに該当する法人		
1 1	暴力団	はいく	いいえ
ㅁ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はいく	N Z